



お元気ですか

志村 たかよし です

日本共産党区議団が条例提案 区民参加を保障する「中央区まちづくり基本条例」

他会派が反対し、否決に

3月5日、環境建設委員会で日本共産党区議団が提出した「中央区まちづくり基本条例」が審議・採決されました。

議員が提出した議案が、委員会で審議・採決されるのは、中央区議会では初めての事です。

私(志村)は、委員会で、「条例」案の提案理由を次のように説明しました。



条例説明と質疑応答を終えた私(中)

「今、中央区では『都市再生』のかけ声のもとで進められている超高層ビル中心のまちづくり、再開発事業によって、近隣住民をはじめ、区民からの不安や不満、区が進めるまちづくりへの批判が高まっています。あわせて、開発事業にともなう急激な人口増加によるニーズの増加、多様化にたいし、区の施策が対応しきれず、区民サービスの低下を生むなど、開発事業は区民の福祉の向上と区のみちづくりの大きな影響をおよぼしています。

『まちづくり』は、いわゆるハード的な建築事業や再開発事業だけでなく、区民の福祉の向上をはじめとする、区の施策全般にわたるあり方をも意味すると考えます。

このまちづくりは、主権者たる区民の参加は必要不可欠ですが、区の現状を見れば『まちづくりへの区民参加』が、十分保障されていると言

えないと考えます。

日本共産党区議団は、開発事業が中央区のみちづくりに大きな影響を及ぼすことを踏まえ、区民、開発事業者および区によるまちづくりを推進するための基本となる事項を定めることにより、区民の福祉の向上と良好で魅力的なまちづくりの実現に寄与することを目的とした、当条例を提案するものです。」

条例案の各条項を説明した後、質疑応答に入り、採決となりましたが、日本共産党だけの賛成で否決されました。

区の「中央区まちづくり基本条例」を批判し、私たちの「まちづくり基本条例」を評価するような発言を、審議中にしてはたはすの友愛中央の小坂和輝委員が、採決では、日本共産党の条例案に反対し、超高層ビル建設のみちづくりに区民を協力させる区長提出の「まちづくり基本条例」に賛成したので、委員や傍聴者から失笑がもれました。

党区議団が提出した「中央区まちづくり基本条例」

中央区まちづくり基本条例【抜粋】

線を引いた部分は特に重要な所です。

(目的)

第一条 この条例は、開発事業が中央区のまちづくりに大きな影響を及ぼすことを踏まえ、区民、開発事業を行う者（開発事業者）及び区民によるまちづくりを推進するための基本となる事項を定めることにより、もって区民の福祉の向上と良好な魅力的なまちづくりの実現に寄与することを目的とする。

(基本理念)

第二条 まちづくりは、主権者である区民と区が、それぞれに果たすべき責任と役割を分担しながら、相互に補完し、及び協力して進めること（以下「協働」という。）を基本としなければならない。

2 まちづくりは、都心区としての魅力の創出、定住の促進及び地域環境の改善に資するものでなければならない。

3 区民、開発事業者及び区は、地球温暖化の防止、ユニバーサルデザインの推進等の時代の要請に応えるまちづくりの協働して取り組まなければならない。

(定義)

第三条 (略)

(区の責務)

第四条 区は、第二条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）に基づきまちづくりを推進するため、必要な施策を講じなければならない。

2 区は、区民の主体的なまちづくり活動を促し、協働してまちづくりを進めなければならない。

3 区は、地域コミュニティの役割を認識し、その活動を促すとともに、協働してまちづくりを進めなければならない。

4 区は、基本理念のこの実施される、地域の主体的なまちづくり活動を支援しなければならない。

(区長の責務)

第五条 区長は、区が保有する情報を区民が知る権利及びまちづくりへの参加する権利を保障するとともに、これを實現するための施策を講じなければならない。

2 区長は、協働によるまちづくりの仕組みを確立しなければならない。

3 区長は、多様な区民のニーズに適切に対応したまちづくりを推進するため、職員の人材育成を図らなければならない。

4 区長は、地区計画を始めとする都市計画の運用を図る際、基本理念のこの、地域の特性に応じたまちづくりを進めなければならない。

5 区長は、まちづくりに関する施策を講ずる上で、第八条第一項から第三項までに規定する事項を反映しなければならない。

6 区長は、必要があると認めるときは、開発事業者（建物所有者等を含む。）以下次条第四項において同じ。）に対し、当該開発事業について報告を求め、及び調査を行うとともに、必要な改善措置を講ずるよう指導しなければならない。

7 区長は、まちづくりを進めるために、関係機関との緊密な連携を図るとともに、必要に応じ、当該関係機関に対して適切な施策又は必要な措置を講ずるよう要請するものとする。

(開発事業者の責務)

第六条 開発事業者は、開発事業が地域のまちづくりに大きな影響を及ぼすことを深く自覚し、積極的に地域貢献を果たすよう努めなければならない。

2 開発事業者は、まちづくりに関する提案（以下「まちづくりの提案」という。）をこまめに行うときは、あらかじめ、区長に届け出なければならない。

3 開発事業者は、開発事業の区域内の区民を対象としてまちづくりの提案に係る説明会を開催し、当該区民の意見を十分に聴取しなければならない。

ただし、当該まちづくり提案が土地利用の規制の緩和に関する事項を含むときは、当該まちづくり提案に係る開発事業の区域内の区民に加え、当該まちづくり提案に係る区域の周辺の区民を対象とした説明会を開催し、その意見を十分に聴取しなければならない。

4 開発事業者は、前条第六項の規定により、区長からの報告及び調査への協力を求められたときは、それらを行うとともに、同項の規定による指導の内容を實現するために必要な措置を講じなければならない。

(区民の権利及び責務)

第七条 区民は、区が保有する情報を知る権利を有するとともに、まちづくりに参加する権利を有する。

2 区民は、基本理念のこの、主体的にまちづくりの取り組みを行う努力をしなければならない。

(開発計画への反映)

第八条 (略)

(協議)

第九条 (略)

(進捗状況の公表)

第十条 (この条例の検討及び見直し)

第十一条 (略)